

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月31日
【届出者の氏名又は名称】	Y I ホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	神奈川県小田原市蓮正寺408番地 3
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	03 - 6438 - 5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 荻野 敦史、上田 円、中村 謙太、春日 舞
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	Y I ホールディングス株式会社 (神奈川県小田原市蓮正寺408番地 3) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、Y I ホールディングス株式会社をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、コムテック株式会社をいいます。

(注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものいたします。

(注10) 本書の提出にかかる公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

コムテック株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有することを目的として平成26年10月6日に設立された株式会社であり、本書提出日現在において、対象者の取締役会長であり、第二位株主である伊倉佳紀氏（以下「伊倉佳紀氏」といいます。）がその発行済株式の全てを所有し、その代表取締役を務めております。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び応募対象外株式（以下に定義されます。）を除きます。）を取得することにより、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を非公開化させ、対象者の株主を公開買付者及び非応募残存株主（以下に定義されます。）のみとするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）に該当し、公開買付者は、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現のためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法が最善の手段であると判断し、今般、本取引を実施するものです。伊倉佳紀氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

（注1） マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、（ ）対象者の取締役会長であり、第二位株主である伊倉佳紀氏との間で、同氏が所有する対象者普通株式1,113,300株（所有割合19.98%）（注2、注3）について、（ ）伊倉佳紀氏の資産管理会社であり、かつ、対象者の第一位株主であるアサヒ商事有限会社との間で、同社が所有する対象者普通株式1,536,000株（所有割合27.56%）について、それぞれ本公開買付けに応募しない旨を合意しております（以下、伊倉佳紀氏及びアサヒ商事有限会社を総称して「非応募残存株主」といい、公開買付者が非応募残存株主との間で本公開買付けに応募しない旨を合意している対象者普通株式（合計2,649,300株、所有割合47.54%）を「応募対象外株式」といいます。）。

（注2） 所有割合とは、対象者が平成26年10月30日に公表した平成27年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者平成27年3月期第2四半期決算短信」といいます。）に記載された平成26年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数（6,191,100株）から対象者平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された同日現在対象者が所有する自己株式数（618,272株）を除いた数（5,572,828株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入して計算しています。以下同じです。

（注3） 伊倉佳紀氏は対象者の役員持株会の会員であり、役員持株会における持分として、119株（小数点以下を切捨て、所有割合0.00%）に相当する対象者普通株式を間接的に保有しておりますが、伊倉佳紀氏との間で本公開買付けに応募しない旨合意している上記の伊倉佳紀氏の所有普通株式数には、当該役員持株会における持分として間接的に保有している対象者普通株式は含まれておりません。以下同じです。

公開買付者は、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得することにより、対象者普通株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けておりません。他方、公開買付者は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数（2）買付け等の価格 算定の経緯（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置） マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定」に記載のとおり、本公開買付けにおいて所有割合で26.22%に相当する株式数である1,461,115株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、買付予定数の下限である1,461,115株は、対象者平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数（6,191,100株）から、同じく対象者平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された対象者が平成26年9月30日現在所有する自己株式数（618,272株）、応募対象外株式の数（2,649,300株）、公開買付者の特別関係者である伊倉恭子氏が所有する対象者普通株式の数（300株）及び公開買付者の特別関係者であ

る水上誠司氏が所有する対象者普通株式の数（1,000株）を控除した株式数（2,922,228株）の過半数に相当する株式数（1,461,115株。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する対象者普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者普通株式の数に当たります。）としております。これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社三菱東京UFJ銀行から総額38億円を限度として借入れを行うことを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者及び非応募残存株主のみとする手続を実施することを予定しております。また、公開買付者は、当該手続の実施後に、対象者を消滅会社とし、公開買付者を存続会社とする吸収合併を行うことを予定しておりますが、具体的な日程等を含む詳細については未定です。

また、対象者が平成26年10月30日付けで公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成26年10月30日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役会長である伊倉佳紀氏を除く全ての取締役が全員一致で本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨決議したとのことです。なお、対象者の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て対象者の株主を公開買付者而非応募残存株主のみとすることを企図していること及び対象者普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであるとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数（2）買付け等の価格 算定の経緯（本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置） 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付けの背景等

対象者は、対象者の取締役会長である伊倉佳紀氏により昭和51年11月に設立された会社であり、設立以来、一貫してアウトソーサーとして、ITを活用したアウトソーシングサービスの提供を行っており、現在では、連結子会社4社と合わせて、全国19拠点を展開し、広くシステム開発やITインフラ構築等を中心としたITサービス、フルフィルメント、テレマーケティング、コールセンター等を中心とするマーケティングサポートサービス、データ入力、データ管理等を中心とするデータマネジメントサービス等のサービスの提供を行っています。

また、対象者は、設立以来、対象者で働く者の「人間力」こそが最大の財産であると考え、人材育成に尽力し、社員の「人間力」を高めることを通じて、顧客の利益の最大化に努めてきており、また、試行錯誤を重ねながら、高いチャレンジ精神をもって新規事業領域にも挑んできた結果、その業容を順調に拡張していき、平成3年11月には日本証券業協会に対象者普通株式を店頭登録し、平成16年12月には当時のジャスダック証券取引所にその普通株式を上場させるに至っています。

さらに、近年では、営業支援からオペレーションまで幅広いサービスを高い質をもって総合的・複合的に提供することが可能となる土台が構築されてきたことを受け、来たる創立40周年（平成28年11月）に向けて、従来の「Outsourcing」から「Co-Sourcing」への変革を掲げ、顧客のビジネスの拡大を顧客と共に考えながらサービスを提供し、共に成長、発展していける「Co-Sourcing Partner」となることを命題として、日々、そのサービスの質の向上に努めております。具体的には、顧客基盤の拡大、人材基盤の整備、業務品質の向上、リスクマネジメントの強化、内部統制の効いた柔軟な組織作りを課題として意識し、その改善・強化に励んできております。

しかしながら、このような対象者の企業努力の反面、対象者を取り巻く事業環境は、近年、非常に厳しい状況にあり、今後もその厳しさは中長期的に増していく傾向にあると考えられます。すなわち、平成24年12月の安倍政権発足により掲げられた経済政策（いわゆるアベノミクス）により企業収益の改善が図られてきた面もあるものの、依然として日本経済全体の不透明感は拭えず、対象者が属する情報サービス産業における顧客からのサービスの低価格化や品質、納期に対する要求水準は極めて高いレベルで推移し続けていると言えます。

このような事業環境の中、現に対象者の売上高もここ10年の間、伸び悩んでおり（平成17年3月期の連結売上高が約146億2,500万円であるのに対して、平成21年3月期の連結売上高は約151億9,600万円、平成26年3月期の連結売上高は約131億1,800万円となっております。）、さらに、平成26年3月期には、一部の大規模案件での開発遅延に伴う大幅なコストの増加や対象者が改修業務を請け負っていたECサイトへの不正アクセスに伴う顧客損害の補填等の事象が発生したことにより、利益面への圧迫も生じ、平成25年3月期に約3億円であった連結当期純利益が平成26年3月期には約8,000万円に減少しております。

このような状況において、対象者の創業者であり、かつ現取締役会長である伊倉佳紀氏は、今後より一層厳しい経営環境となることが予想される中で、対象者がもう一度成長できる体制を構築し、対象者の次世代の役員及び従業員が新しい試みに積極的にチャレンジし、顧客との間で真に「Co-Sourcing Partner」の関係を構築し、共に成長、発展していくためには、以下の施策の実行を始めとする抜本的な事業再構築を迅速かつ積極的に推進していくことが必要不可欠であると考えに至りました。

伊倉佳紀氏が考える施策の主な内容としては、既存事業内での選択と集中を大胆に図ることと、新規ビジネス等への積極的な模索及び投資を行うことが挙げられます。

まず、既存事業内での選択と集中を大胆に図ることにに関して、伊倉佳紀氏は、対象者が現在営む(a)ITサービス、(b)マーケティングサポートサービス及び(c)データマネジメントサービスというサービスに係る市場は、決して飽和又は寡占化し切っておらず、いまだ潜在的な顧客及び案件が十分に存在する領域であると考えております。

もっとも、これらのサービスを高い質を持って提供するに当たっては、顧客の事業内容及び今後の事業展開の有り方などに精通する必要があり、中には、実際に実のあるサービスを提供するまでに1年近い準備期間を要する案件もあります。また、当該準備期間の間は、顧客にも現実の利益が生じるものではないため、顧客からの報酬も十分に獲得できないのが現状であります。新規顧客案件や大規模案件になるほどその特徴は顕著であり、特に新規顧客の大規模案件の場合には、対象者が初期的に負担する先行投資の規模は相当なものに及びます。市場全体の将来展望が不透明な近年の日本市場の状況を踏まえると、たとえ中長期的には大きな利益を上げることが期待されるとしても、利益実現までの期間が長く、その反面、先行投資を多大に要する案件は、リスクが高いと判断される傾向にあります。

また、現在の株式市場は、中長期的な利益を目的とした投資を行う者もいるものの、短期的なキャピタルゲインを目的とした投資を行う者も多く、取引先を中心に安定株主を多く持つ対象者に対しても、短期的な業績に目を向ける株主様の影響が及んでいることは否定できません。

そして、このような株式市場の状況を前提とする限り、対象者において新規案件の受注の是非を判断するに当たっては、利益実現までの期間及びその確度を重視せざるを得ないのが実情であり、残念ながら、過去には、中長期的には利益を生む可能性が十分にあると判断されるものの、利益実現までの期間が相当長期であり、多大な先行投資を要することを理由に、受注を断念してきた案件もありました。

株主様が短期的なキャピタルゲインを目的として投資を行い、会社に対しても短期的な利益の実現を求めることは決して悪いことではなく、そういった株主様も含めて、今まで対象者が株式市場からの恩恵を得てきたこともまた事実であります。対象者が今後より一層その企業価値を高めるとともに、本当に対象者の協力を必要としている潜在顧客に手を差し向けるためには、たとえ利益の実現までに相当の期間を要し、多大な先行投資を要する案件であっても、リスクを恐れず、自信を持って挑戦していくことこそが重要であると伊倉佳紀氏は考えております。

また、対象者が現在営む事業の中には、利益率が低いものの、売上は比較的大きい案件が存在するところ、本来であれば、これらの不採算部門は、統廃合等を通じて積極的に採算性の向上に努めていくことが望ましいと考えられますが、株式市場において、「売上高」が非常に重要な指標となっている現在、対象者において、一時的にせよ売上高が大幅に減少し得るこれらの改善施策を積極的に敢行できていないという事実も否定できません。この点についても、真に対象者の中長期的な企業価値の向上を考えるのであれば、一時的な売上高の減少を恐れず、積極的にその改善を図っていく必要があるものと伊倉佳紀氏は考えております。

次に、新規ビジネス等への積極的な模索及び投資を行うことにに関して、対象者は、近年、子会社の設立（平成22年10月：雑貨の製造・販売、清掃業務等を営む株式会社リンクラインの設立等）や第三者からの株式又は事業の譲受け（平成19年11月：株式会社シンカの株式取得、平成23年10月：株式会社アエルブランニングからのBPO事業の譲受け等）を通じて、その業容を拡大しておりますが、対象者のビジネスは、上記のとおり、様々な事業分野における顧客のビジネスに精通する必要があるものであるため、対象者の下には自ずと様々な事業領域の情報とノウハウが集積され、対象者の顧客との間で競業せず、かつ、顧客に対して新たなサービスの提供が可能となるようなビジネスチャンスに触れる機会も多く、対象者及びその子会社が営む事業領域の周辺には、まだ多くのビジネスチャンスが存在すると伊倉佳紀氏は考えております。

このようなビジネスチャンスを現実にも掴むためには何よりも機動的な意思決定とリスクを恐れぬチャレンジ精神こそが重視されるべきであると考えられ、具体的には、このようなビジネスチャンスに対してより機動的な意思決定を行うことが可能となる組織を組成するとともに、能動的に新規ビジネスの模索を行える仕組みを構築していくことが必要であると考えております。

しかしながら、上記で述べた既存事業内での選択と集中の大胆な実施並びに新規ビジネス等への積極的な模索及び投資をしていくに際しては、従前以上の大規模な先行投資及び人材確保が必要となる他、いずれの施策も対象者の固定費を増大させ、対象者の収益構造に変化をもたらすこととなります。

すなわち、上記施策を実施した場合には、短期的には、先行投資の実施により対象者の利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招来し、対象者の株主の皆様に対してマイナスの影響を与えてしまう可能性が高いものと考えられます。加えて、これらの諸施策が期待通りの成果を挙げることができるかは、対象者の中長期的

な経営努力のみならず将来における政策内容、技術進歩、市場環境等に大きく左右される可能性があり、所期の目的を確実に達成できるかは不確定といわざるをえません。

また、対象者は、平成3年11月に日本証券業協会に対象者普通株式を店頭登録し、平成16年12月に日本証券業協会への店頭登録を取消し、当時のジャスダック証券取引所に対象者普通株式を上場し、本書提出日現在において、株式会社東京証券取引所「JASDAQ（スタンダード）」市場（以下「JASDAQ」といいます。）に対象者普通株式を上場しておりますが、近年、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要なコスト（会計基準の厳格化、J-SOX（金融商品取引法上の内部統制）の導入、IFRS（国際財務報告基準）準拠による開示項目の変更、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等）が増加しており、費用対効果の観点より、上場を維持することが対象者にとって必要以上に経営負担となる可能性があると考え、伊倉佳紀氏は考えております。

このような点を踏まえ、伊倉佳紀氏は、平成26年6月頃から本取引の実現可能性についての本格的な検討を開始し、対象者が今後も株式の上場を維持することによるメリット、デメリット等を慎重に勘案した結果、対象者が上記各施策を実施するに当たっては、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により対象者普通株式を非公開化することで、抜本的な事業再構築により生じる多大なリスクに一般の株主の皆様を晒すことを回避しつつ、投下資本の回収機会を提供することが可能となり、また、対象者においても、上場維持に伴う様々なコストを削減しつつ、対象者の資本について伊倉佳紀氏を中心に再構成し、迅速かつ強固な意思決定を行うことで、短期的な経営成績の変動に左右されることなく長期安定的な企業価値の維持・向上の機会を得ることが可能となるとともに、対象者における次世代の役員及び従業員においてもより当事者意識及び経営者意識を持って頂ける組織作りが可能になると考え、マネジメント・バイアウト（MBO）を行い、対象者普通株式を非公開化することこそが、対象者及び一般の株主の皆様にとって最良の方策であるとの結論に至りました。

以上のような経緯を経て、伊倉佳紀氏は、平成26年7月1日に、対象者代表取締役社長である宮田良嗣氏及び対象者取締役常務執行役員である戒能勢津雄氏に対し、上記の検討過程を伝え、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現のためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の実施が最善の手段であるとの提案を行い、同氏らとの間で予備的な協議を重ねるとともに、ファイナンシャル・アドバイザーとしてEYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下「EYTA S」といいます。）を、またリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、それぞれ選定し、平成26年8月22日よりマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施した上で、対象者に対して平成26年9月24日にマネジメント・バイアウト（MBO）に関する提案書を提出するに至り、平成26年10月6日に、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立いたしました。

そして、公開買付者及びその代表取締役である伊倉佳紀氏は、対象者との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ねた上で、本取引に伴うメリット・デメリット及び対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、平成26年10月30日に、本取引の一環として本公開買付けを行うことを決定いたしました。

公開買付け実施後の経営方針等

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、対象者の取締役会長である伊倉佳紀氏は、本取引後も、継続して対象者の経営にあたることを予定しております。また、公開買付者と伊倉佳紀氏以外の対象者の取締役及び監査役との間においては、本公開買付け後の役員就任について特段の合意をしておらず、いずれもその地位の継続については未定です。

公開買付者は、本公開買付けの成立後、上記「公開買付けの背景等」にも記載いたしました、既存事業内での選択と集中の大胆な実施並びに新規ビジネス等への積極的な模索及び投資等の諸施策について、検討していく予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施いたしました。

公開買付者側における価格の妥当性についての検討（独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得）

対象者側における価格の妥当性についての検討（独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得）

対象者における第三者委員会の設置

対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定

買付価格の適正性及び公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数（2）買付け等の価格 算定の経緯（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下に述べる方法により、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得するための手続（以下「本全部取得手続」といいます。）を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、対象者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）の規定する種類株式発行会社となるために対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び全部取得条項が付された対象者普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に対して要請する予定です。

また、本臨時株主総会にて上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を要請する予定です。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、公開買付者及び非応募残存株主は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実施された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様（但し、対象者を除きます。）には当該取得の対価として対象者の別個の種類の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の別個の種類の株式を公開買付者又は対象者に売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類の株式の売却の結果、当該株主の皆様には交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者の別個の種類の株式の内容及び数は本書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、対象者の株主が公開買付者及び非応募残存株主のみとなるよう、公開買付者及び非応募残存株主以外の対象者の株主の皆様に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

なお、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる対象者の別個の種類の株式の上場申請は行われない予定です。

公開買付者は、原則として平成27年2月頃を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、対象者に要請することを予定しており、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記会社法第172条等に基づく株式取得価格の決定の申立てとは別に、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨の規定がございますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の対象者普通株式の所有状況、公開買付者以外の対象者の株主の皆様を対象者普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法に変更し、また、上記方法又は当該他の方法の実施に時間を要する可能性があります。但し、他の方法に変更する場合であっても、対象者の株主が公開買付者及び非応募残存株主のみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様（非応募残存株主は除きます。）に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該株主の皆様へ交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、公開買付者は、本全部取得手続の完了後に対象者を消滅会社とし、公開買付者を存続会社とする吸収合併を行うことを予定しておりますが、その具体的な日程等は未定です。

また、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもございません。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者普通株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、JASDAQの上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主を公開買付者及び非応募残存株主のみとするために本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実施された場合には、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、非応募残存株主である伊倉佳紀氏（所有する対象者普通株式1,113,300株（所有割合19.98%））及びアサヒ商事有限会社（所有する対象者普通株式1,536,000株（所有割合27.56%））との間で、それらの者が所有する対象者普通株式合計2,649,300株（所有割合47.54%）について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、非応募残存株主より、本公開買付けが成立した場合に、本臨時株主総会及び本種類株主総会において本全部取得手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

４【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

（１）【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年10月31日（金曜日）から平成26年12月15日（月曜日）まで（30営業日）
公告日	平成26年10月31日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

（２）【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金930円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである E Y T A S に対し、対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、E Y T A S は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しません。 E Y T A S は、複数の株式価値算定手法の中から、対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比準法及び D C F 法を算定方法として用いて、対象者普通株式の株式価値を算定し、公開買付者は、E Y T A S から平成26年10月29日付けで対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しております（なお、公開買付者は、E Y T A S から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。 上記各算定手法において分析された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。 市場株価法 711円から735円 類似会社比準法 632円から924円 D C F 法 790円から1,022円 まず、市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、基準日を平成26年10月29日として、直近 1 ヶ月の普通取引終値の単純平均値（735円（小数点以下四捨五入））、直近 3 ヶ月の普通取引終値の単純平均値（729円（小数点以下四捨五入））及び直近 6 ヶ月の普通取引終値の単純平均値（711円（小数点以下四捨五入））を基に、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を711円から735円までと算定しております。 次に、類似会社比準法では、対象者と比較的類似する事業内容、事業規模、収益の状況等の上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を632円から924円までと算定しております。 D C F 法では、対象者の事業計画等を基礎として算定した平成27年 3 月期以降の将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の 1 株当たりの価値の範囲を790円から1,022円までと算定しております。

	公開買付者は、E Y T A S の株式価値評価の分析結果を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去6ヶ月間における市場株価動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ねた結果、最終的に平成26年10月29日に、本公開買付価格を930円と決定いたしました。 本公開買付価格である930円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成26年10月29日のJ A S D A Qにおける対象者普通株式の普通取引終値の760円に対して22.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成26年9月30日から平成26年10月29日まで）の普通取引終値の単純平均値735円（小数点以下四捨五入）に対して26.5%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成26年7月30日から平成26年10月29日まで）の普通取引終値の単純平均値729円（小数点以下四捨五入）に対して27.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成26年4月30日から平成26年10月29日まで）の普通取引終値の単純平均値711円（小数点以下四捨五入）に対して30.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成26年10月30日のJ A S D A Qにおける対象者普通株式の普通取引の前場終値の760円に対して、22.4%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります（本公開買付けの公表を平成26年10月30日の前場終了から後場開始までの間に行っているため、前場終値及び前場終値に対するプレミアムを記載しております。）。
算定の経緯	（本公開買付価格の決定に至る経緯） 公開買付者の代表取締役である伊倉佳紀氏は、平成26年6月頃から、本取引の実施についての検討を開始し、対象者が今後も株式の上場を維持することによるメリット、デメリット等を慎重に勘案した結果、対象者が上記「3 買付け等の目的（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針 公開買付けの背景等」に記載した各施策を実施するにあたっては、マネジメント・パイアウト（M B O）の手法により対象者普通株式を非公開化することによって、対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある悪影響を回避することが可能となり、また、所有と経営を一定の範囲で一致させることにより中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ積極的に実践していくことができると考えるに至りました。 以上のような経緯を経て、伊倉佳紀氏は、平成26年7月1日に、対象者代表取締役社長である宮田良嗣氏及び対象者取締役常務執行役員である戒能勢津雄氏に対し、上記の検討過程を伝え、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現のためには、マネジメント・パイアウト（M B O）の実施が最善の手段であるとの提案を行い、同氏らとの間で予備的な協議を重ねるとともに、ファイナンシャル・アドバイザーとしてE Y T A Sを、またリーガル・アドバイザーとしてT M I 総合法律事務所を、それぞれ選定し、平成26年8月22日よりマネジメント・パイアウト（M B O）の実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施した上で、対象者に対して平成26年9月24日にマネジメント・パイアウト（M B O）に関する提案書を提出するに至り、平成26年10月6日に、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立いたしました。 そして、公開買付者及びその代表取締役である伊倉佳紀氏は、対象者との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ねた上で、本取引に伴うメリット・デメリット及び対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、平成26年10月30日に、本取引の一環として本公開買付けを行うことを決定いたしました。 公開買付者は、上記「算定の基礎」に記載のとおり、E Y T A S の株式価値評価の分析結果を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去6ヶ月間における市場株価動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ねた結果、最終的に平成26年10月29日に、本公開買付価格を930円と決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者側における価格の妥当性についての検討(独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得)

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるEYTA Sに対し、対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、EYTA Sは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しません。

EYTA Sは、市場株価法、類似会社比準法及びDCF法を算定方法として用いて、対象者普通株式の株式価値を算定し、公開買付者は、EYTA Sから平成26年10月29日付けで対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しております(なお、公開買付者は、EYTA Sから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。)

公開買付者は、EYTA Sの株式価値評価の分析結果を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去6ヶ月間における市場株価動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ねた結果、最終的に平成26年10月29日に、本公開買付価格を930円と決定いたしました。

対象者側における価格の妥当性についての検討(独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得)

対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する評価を行うにあたり、その意思決定の過程における公正性を担保する目的で、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである株式会社アミダスパートナーズ(以下「アミダスパートナーズ」といいます。)に対し対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成26年10月29日付けで対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、アミダスパートナーズは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

アミダスパートナーズは、対象者普通株式の株式価値算定にあたり、対象者の取締役(本取引について特別の利害関係を有する伊倉佳紀氏を除きます。)から、対象者の事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得してその説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提条件の下で、対象者普通株式の価値を算定したとのことです。なお、対象者は、アミダスパートナーズから、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

アミダスパートナースは、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者普通株式が上場しており、株式市場において形成された客観的な価値を表すことができるということから市場株価法を、また、対象者と事業内容や事業リスクの観点から類似する上場会社との比較分析を行うという観点から類似会社比準法を、さらに対象者の収益力や事業リスクを適切に株式価値に反映させることが可能であるという観点からDCF法を採用し、これら各手法に基づき、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。アミダスパートナースが上記各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 711円から735円

類似会社比準法 760円から839円

DCF法 802円から972円

まず、市場株価法では、直近6ヶ月における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成26年10月29日を基準日として、対象者普通株式の直近1ヶ月の株価終値単純平均値735円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月の株価終値単純平均値729円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月の株価終値単純平均値711円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を711円から735円までと算定しているとのことです。

次に、類似会社比準法では、対象者の主要事業であるITサービス事業、マーケティングサポートサービス事業、データマネジメントサービス事業を営んでいる国内上場会社のうち、対象者とのビジネスモデルやビジネスリスクの類似性を基準として、株式会社アグレックス、株式会社インフォメーション・ディベロプメント、株式会社NSD、アイエックス・ナレッジ株式会社、旭情報サービス株式会社、株式会社キューブシステム、トランス・コスモス株式会社、株式会社もしもしホットライン、株式会社ディーエムエス、システムズ・デザイン株式会社、株式会社東計電算の計11社を類似会社として抽出した上、EBIT倍率及びEBITDA倍率を用いた分析を行い、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を760円から839円までと算定しているとのことです。

DCF法では、アミダスパートナースは、対象者の事業計画をもとに、平成26年6月末日を基準日として、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を踏まえて試算した平成27年3月期（9ヶ月）から平成31年3月期までの5期分の対象者の財務予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くこと等により企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を802円から972円までと算定しているとのことです。割引率（株主資本コスト）は、7.5%～8.0%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0.0%～1.0%として算定しているとのことです。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

DCF法の算定の前提とした対象者の財務予測の具体的な数値は以下のとおりとのことです。

（単位：百万円）

	平成27年 3月期 (9ヶ月)	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成31年 3月期
売上高	9,275	12,660	12,829	13,005	13,189
営業利益	448	618	645	679	711
EBITDA	562	759	785	819	850
フリー・キャッシュ・フロー	140	134	399	424	440

以上より、対象者株式価値算定書においては、対象者の1株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、市場株価法では711円から735円、類似会社比準法では760円から839円、DCF法では802円から972円と算定されているとのことです。

対象者取締役会は、アミダスパートナースより、対象者普通株式の価値に関する算定手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、アミダスパートナースによる上記算定結果の合理性を確認しているとのことです。

対象者における第三者委員会の設置

対象者の取締役会は、平成26年9月25日、本取引の提案についての審議に慎重を期し、審議の公正性・客観性を担保するため、本取引の提案についての検討のための対象者の取締役会の諮問機関として公開買付者及び対象者の取締役会からの独立性が高い外部有識者である砂川伸幸氏（神戸大学大学院経営学研究科教授）、坂井恵氏（千葉商科大学サービス創造学部准教授、公認会計士）及び松本拓生氏（弁護士、恵比寿松本法律事務所）から構成される独立した第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、(a)本公開買付けの買付条件（買付価格を含む）の妥当性、(b)本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであるか等を含め、本公開買付けに対して取締役会が賛同意見を表明することの是非（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申を対象者取締役会に提出することを委嘱したとのことです。

第三者委員会は、平成26年9月25日より同年10月29日まで合計6回開催され、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

具体的には、()公開買付者及び対象者より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討、()公開買付者の代表取締役である伊倉佳紀氏に対する2度に亘る質問書の送付、()同氏との面談によるインタビュー調査、()対象者取締役との面談によるヒアリング調査等を行い、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、公開買付者及び対象者の状況、公開買付者及び対象者が意思決定をするに至る経緯・検討経緯について、必要な情報・資料等の収集及び検討を行ったとのことです。また、第三者委員会は、対象者の取締役から、対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で、対象者の第三者算定機関であるアミダスパートナーズから、同社が作成した株式価値算定書について説明を受け、当該価値算定の前提等に関するヒアリング調査をしたとのことです。なお、第三者委員会は、対象者の法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、対象者における、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成26年10月29日に、対象者の取締役会に対し、第三者委員会において説明がなされた事実関係及び第三者委員会に提出された資料の記載事項がすべて真実であること等の一定の前提の下、委員全員の一致で決議の上、大要以下の内容の答申書を提出したとのことです。

- (i) 本取引は究極的には中長期的な対象者の企業価値の向上、そして同時にそのための諸施策による一時的な利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化により株価が不安定化するというリスクを一般株主から遮断するために行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であると判断する。
- () 検討過程における利害関係者の排除、公開買付者側との価格交渉経緯、独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、独立した法律事務所からの助言の取得等を踏まえると、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると判断する。
- () 第三者算定機関から取得した株式価値算定書について不合理な点が認められないこと、対象者の株式価値について、客観的かつ整合性のある議論を踏まえた交渉の結果決定されたものであることが推認され、第三者委員会に提出された資料においては、価格決定プロセスの透明性や公正性を疑わせるような具体的事情は見当たらないこと、類似事案と比較して遜色のない水準のプレミアムが付されていること等を踏まえると、本公開買付けの買付条件（買付価格を含む）は妥当であると判断する。
- () 上記(i)乃至()を前提に、強圧性が存在しないような措置が講じられていること、公開買付期間を30営業日と設定して十分な判断機会が確保されていること、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限の設定がなされ、他に少数株主等にとって特段の不利益となるような事情は認められないこと等を踏まえると、本公開買付けを含む本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明することは妥当であると判断する。

対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び公正性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、西村あさひ法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得ているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者の取締役会は、アミダスパートナーズが作成した対象者株式価値算定書及びアミダスパートナーズから得られた対象者の株式価値に係る助言、西村あさひ法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、公開買付者及び伊倉佳紀氏が考える既存事業内での選択と集中の大胆な実施並びに新規ビジネス等への積極的な模索及び投資等の諸施策を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、対象者の取締役会長である伊倉佳紀氏を除く全ての取締役が全員一致で本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨決議したとのことです。

上記の対象者取締役会の決議については、対象者の取締役会長である伊倉佳紀氏は、公開買付者の代表取締役を兼務していたため、本公開買付けに関する意思決定の公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、当該取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、伊倉佳紀氏を除く出席取締役の全員一致により決議されているとのことです。さらに、当該取締役会には対象者の監査役3名全員が出席し、いずれも決議事項について異議がない旨述べているとのことです。

マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、1,461,115株（所有割合26.22%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

買付予定数の下限（1,461,115株）は、対象者平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の発行済普通株式総数（6,191,100株）から、同じく対象者平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された対象者が平成26年9月30日現在所有する自己株式数（618,272株）、応募対象外株式の数（2,649,300株）、公開買付者の特別関係者である伊倉恭子氏が所有する対象者普通株式の数（300株）及び公開買付者の特別関係者である水上誠司氏が所有する対象者普通株式の数（1,000株）を控除した株式数（2,922,228株）の過半数に相当する株式数（1,461,115株）としております。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する対象者普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者普通株式の数に当たります。

このように、公開買付者は、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の前半数の賛同が得られない場合には本公開買付けを行わないこととし、対象者の少数株主の皆様のご意見を尊重した買付予定数の下限の設定を行っております。

	買付価格の適正性及び公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 公開買付者は、本公開買付けの買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について、他の買付者による買付け等の機会を確保しております。また、公開買付者と対象者との間で、対象者普通株式について、他の買付者による買付け等の機会及び遂行を阻害するような合意は存在していません。 また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておりません。上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,923,528 (株)	1,461,115 (株)	— (株)

- (注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (1,461,115株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注 4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者普通株式の最大数である2,923,528株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数 (6,191,100株) から、対象者平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された対象者が平成26年9月30日現在所有する自己株式数 (618,272株) 及び 応募対象外株式の数 (2,649,300株) を除いた数となります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	29,235
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)	26,494
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年6月30日現在)(個)(j)	55,654
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	52.46
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i))) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(2,923,528株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、各特別関係者(但し、小規模所有者を除きます。)が所有する株券等のうち、伊倉佳紀氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に保有する対象者普通株式(119株(小数点以下切捨て))については、買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」のうちこの株式に係る議決権の数の合計(1個)については分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成26年8月13日に提出した第39期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数(6,191,100株)から、対象者平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された同日現在対象者が所有する自己株式数(618,272株)を控除した株式数(5,572,828株)に係る議決権数(55,728個)を、「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年6月30日現在)(個)(j)」として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間の末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類（注1）が必要になる場合があります。

普通株式の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座を含みます。）に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続を行った上、公開買付期間の末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類（注1）が必要な場合があります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人における応募の受付に際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付いたします。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証（両面）、各種健康保険証、外国人登録証明書 等

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、印鑑登録証明書 等

本人確認書類は有効期限内である必要があります。

本人特定事項 氏名、住所、生年月日

運転免許証等の裏面に住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。

各種健康保険証の場合には、ご住所等の記載もれ等がないかをご確認ください。

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。三田証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設することができません。

・法人

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

登記簿謄本又はその抄本、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、印鑑登録証明書 等

本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地、代表者の役職及び氏名

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結等の任にあたる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）が必要となります。

・外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に「公開買付応募申込受付票」を添付の上、「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）」を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に到達することを条件といたします。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、解除書面は、下記に指定する者の本店に備え置いていますので、契約の解除をする場合は、下記に指定する者にお尋ねください。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,718,881,040
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	13,500,000
その他(c)	3,200,000
合計(a) + (b) + (c)	2,735,581,040

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(2,923,528株)に1株当たりの本公開買付価格(930円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付けの終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 （東京都千代田区丸の内二丁目7番1号）	買付け等に要する資金に 充当するための借入れ （注1） (1) タームローンA 弁済期：初回貸付実行日 の5年後の応当日（分割 弁済） 金利：全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 弁済期：初回貸付実行日 の5年後の応当日（期限 一括返済） 金利：全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 1,520,000 (2) タームローンB 2,280,000
計(b)				3,800,000

（注1） 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、株式会社三菱東京UFJ銀行から38億円を上限として融資を行う用意がある旨の証明書を平成26年10月29日付けで取得しております。なお、当該融資契約においては、貸付実行の前提条件として本書の添付書類である融資証明書記載のとおりのもので定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

3,800,000千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

（3）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

1 0 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 3 番11号

(2) 【決済の開始日】

平成26年12月22日（月曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送いたします。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募の受付けをした応募株主等口座へお支払いいたします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録（応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,461,115株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,461,115株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ゾ、第3号イ乃至チ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものといたします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正いたします。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面に応募株主等に交付する方法により訂正いたします。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表いたします。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
平成26年10月	商号をY I ホールディングス株式会社とし、本店所在地を神奈川県小田原市蓮正寺408番地 3、資本金を100,000円とする株式会社として設立

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的：

- 1．株式保有による事業活動の支配管理
- 2．前号に付帯関連する一切の事業

事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有すること等を主たる事業としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成26年10月31日現在

資本金の額	発行済株式の総数
100,000円	2株

【大株主】

平成26年10月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
伊倉 佳紀	神奈川県小田原市	2	100.00
計	—	2	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成26年10月31日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	-	伊倉 佳紀	1955年 3 月 1 日	昭和51年11月 対象者設立 代表取締役社長 昭和59年 9 月 鹿児島コムテック株式会社(現 株式会社ケイ・シー・ティ)設立 代表取締役社長 平成元年 6 月 旭商事有限会社(現 アサヒ商事有限会社)設立 代表取締役(現任) 平成11年 4 月 株式会社ヒューマンウェア設立 代表取締役社長 平成12年10月 株式会社メディアコミュニケーション 代表取締役社長 平成13年 6 月 対象者 代表取締役会長 平成17年 4 月 株式会社ベルハート 代表取締役社長 平成19年11月 株式会社シンカ 取締役 平成22年10月 株式会社リンクライン 取締役(現任) 平成24年 6 月 対象者 取締役会長(現任) 平成26年10月 公開買付者 代表取締役(現任)	2
計					2

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成26年10月 6 日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておられません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	26,507(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	26,507	—	—
所有株券等の合計数	26,507	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数13個を含めております。
なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	26,507 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	26,507	—	—
所有株券等の合計数	26,507	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数13個を含めております。
 なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年10月31日現在）（個）(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	伊倉 佳紀
住所又は所在地	神奈川県小田原市蓮正寺408番地3（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	コムテック株式会社取締役会長 Y I ホールディングス株式会社代表取締役
連絡先	連絡者 弁護士 荻野 敦史、上田 円、中村 謙太、春日 舞 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所 電話番号 (03) 6438 - 5511
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	アサヒ商事有限会社
住所又は所在地	神奈川県小田原市蓮正寺408番地3
職業又は事業の内容	飲食店の経営等
連絡先	連絡者 弁護士 荻野 敦史、上田 円、中村 謙太、春日 舞 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所 電話番号 (03) 6438 - 5511
公開買付者との関係	公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	伊倉 恭子
住所又は所在地	神奈川県小田原市蓮正寺408番地3 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	無職
連絡先	連絡者 弁護士 荻野 敦史、上田 円、中村 謙太、春日 舞 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所 電話番号 (03) 6438 - 5511
公開買付者との関係	公開買付者の役員の親族(子)

(平成26年10月31日現在)

氏名又は名称	水上 誠司
住所又は所在地	神奈川県小田原市蓮正寺408番地3 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	会社員
連絡先	連絡者 弁護士 荻野 敦史、上田 円、中村 謙太、春日 舞 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所 電話番号 (03) 6438 - 5511
公開買付者との関係	公開買付者の役員の親族(子の配偶者)

【所有株券等の数】

伊倉 佳紀

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11,134 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	11,134	—	—
所有株券等の合計数	11,134	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記の所有する株券等の数には、伊倉佳紀氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に保有する対象者普通株式(119株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数1個が含まれています。

アサヒ商事有限会社

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15,360 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	15,360	—	—
所有株券等の合計数	15,360	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

伊倉 恭子

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	3	—	—
所有株券等の合計数	3	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 伊倉恭子氏は、小規模所有者に該当いたしますので、伊倉恭子氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」に含めておりません。

水上 誠司

(平成26年10月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	10	—	—
所有株券等の合計数	10	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 水上誠司氏は、小規模所有者に該当いたしますので、水上誠司氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年10月31日現在)(個)(g)」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、非応募残存株主である伊倉佳紀氏(所有する対象者普通株式1,113,300株(所有割合19.98%))及びアサヒ商事有限会社(所有する対象者普通株式1,536,000株(所有割合27.56%))との間で、それらの者が所有する対象者普通株式合計2,649,300株(所有割合47.54%)について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、非応募残存株主より、本公開買付けが成立した場合に、本臨時株主総会及び本種類株主総会において本全部取得手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年10月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨決議したとのことです。なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 (2) 買付け等の価格 算定の経緯 (本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、非応募残存株主である伊倉佳紀氏(所有する対象者普通株式1,113,300株(所有割合19.98%))及びアサヒ商事有限会社(所有する対象者普通株式1,536,000株(所有割合27.56%))が所有する対象者普通株式合計2,649,300株(所有割合47.54%)について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、非応募残存株主より、本公開買付けが成立した場合に、本株主総会及び本種類株主総会において本全部取得手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項 3 買付け等の目的 (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 (2) 買付け等の価格 算定の経緯」をご参照ください。

第 5 【対象者の状況】

1 【最近 3 年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2) 【1 株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1 株当たり当期純損益	—	—	—
1 株当たり配当額	—	—	—
1 株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 J A S D A Q スタンダード市場						
月別	平成26年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
最高株価	708	682	728	730	730	747	910
最低株価	642	640	681	696	696	722	701

(注) 平成26年10月については、10月30日までのものです。なお、本公開買付けの公表を平成26年10月30日の前場終了から後場開始までの間に行っており、上記10月の最高株価は、本公開買付けの公表後の株価となります。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数 株）								単元未満株式の状況 （ 株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （ 単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第37期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月26日関東財務局長に提出

事業年度 第38期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月25日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第39期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月13日関東財務局長に提出

対象者によれば、平成26年11月13日に、第39期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出する予定であるとのことです。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

コムテック株式会社

(神奈川県小田原市栄町三丁目5番8号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1)「平成27年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

対象者は、平成26年10月30日に「平成27年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく当該期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者は、その正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況（連結）

会計期間	平成27年3月期（第39期） 第2四半期連結累計期間
売上高	6,377,058千円
売上原価	5,023,534千円
販売費及び一般管理費	1,124,394千円
営業外収益	17,257千円
営業外費用	14,530千円
四半期純利益	128,547千円

1株当たりの状況（連結）

会計期間	平成27年3月期（第39期） 第2四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	23.07円
1株当たり配当額	10円

(2)「平成27年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成26年10月30日に「平成27年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成26年10月30日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成26年5月9日に公表した配当予想を修正し、平成27年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。